

○毛呂山町介護保険に関する規則【該当部分のみ抜粋】

平成19年3月30日

規則第26号

第7章 介護保険運営審議会

(任期)

第63条 条例第11条の毛呂山町介護保険運営審議会（以下「審議会」という。）の委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第64条 審議会に、会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第65条 審議会の会議（以下この条において、「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第66条 審議会の庶務は、高齢者支援課において処理する。

(委任)

第67条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。